

【表面】

原動機付自転車・軽自動車をお持ちの方へ

1. 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（または使用者）に課税されます。  
年度途中で廃車や名義変更等がされても、払戻しや月割りにによる精算はありません。  
※送付された納税通知書の納期限までに納付してください。  
※普通自動車等の自動車税・自動車取得税につきましては大阪府税ですので、最寄りの「府税事務所」へお問い合わせください。
2. 廃車、名義変更、住所変更などをされたときは、速やかに関係先へ申告してください。  
申告されずそのままにされず、所有されているものとしていつまでも課税されることとなります。
3. 盗難されたときは、速やかに警察に盗難届を提出していただくとともに、廃車の手続きをしてください。

【軽自動車税の減免】

茨木市では市税条例の規定に基づいて、一定以上の障害を有する身体障害者・精神障害者等のための減免制度があります。

条件、手続き、添付書類等詳しくは市民税課までお問い合わせください。

【減免を受けることができる軽自動車】

- 所有者が、障害者等本人またはその家族（生計が同一）で、障害者等本人が運転、またはその家族（生計が同一）が障害者等本人のために運転する場合
- 障害者等単身世帯の所有者で、常時介護する者が運転する場合
- ※納付書を同封していますが、**納付書に納期限までに減免申請を**してください。  
軽自動車税の口座振替手続きをしている場合は、直前に申請されますと、納付期限日に口座から引き落としとなることがありますので早めに手続きをしてください。
- ※軽自動車（二輪等を含む）の減免を受けられた方は、普通自動車の減免は受けられません。
- ※一人の障害者等について1台に限ります。
- ※他の市町村・大阪府（普通自動車）とは基準が異なる場合がありますのでご注意ください。

【口座振替時の車検用納税証明書】 ※5月31日ごろに車検をご予定の方はご注意ください

- 口座振替は5月31日に振替処理するため、納付日から数日間は納付の確認が取れないことがあります。
- ※5月31日から6月上旬に車検を予定されている方は、納期限10日前までに口座振替の取下げの連絡を頂きましたら、別途納付書をお送りします。なお、5月30日までに車検を受ける場合は、平成30年度納税証明書がご利用いただけます。
- 振替通知兼納税証明書の発行には約1か月かかりますので、それまでに車検用納税証明書が必要な場合は市民税課窓口で証明発行の手続きをしてください。

【問い合わせ先】

茨木市役所 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号  
電話 072-622-8121（代表）

- 軽自動車税について  
市民税課 072-620-1614（直通）  
市役所本館2階12番窓口
- 納税・口座振替について  
収納課 072-620-1616（直通）  
市役所本館2階13番窓口

原動機付自転車・軽自動車の申告について

廃車・名義変更・住所変更等がされたときは、速やかに関係先へ申告してください。

車種	申告場所	申告事項	申告に必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下)	【茨木市役所】 市民税課 収納係 本館2階 12番窓口	新規登録	販売証明書(販売者の古物営業法に基づく許可証のコピーが必要となります) 印鑑 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
		譲受	申告済証または市町村発行の再登録用廃車証明書 印鑑 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
	貸 車 受付時間(平日のみ) 午前8時45分～ 午後5時15分	廃業 譲渡 市外へ転出	申告済証 印鑑・ナンバープレート 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
		盗難 (警察へ盗難届を提出後)	申告済証 印鑑・警察署の盗難届受理票 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
	所在地 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号	茨木市の人から 茨木市の人へ	申告済証 ナンバープレート 印鑑(新・旧両所有者とも必要) 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
	代表 TEL072-622-8121 内線 2255 直通 TEL072-620-1614	他市の人から 茨木市の人へ	申告済証(継続交付証明書など) 他市のナンバープレート※必須 印鑑(新・旧両所有者とも必要) 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
小型特殊自動車 (250cc超)	所在地 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号	住所変更 市内での転居	申告済証・印鑑 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
		再発行	石ずり(車に打刻されている車台番号の拓本) 印鑑 申請者の本人確認書類(免許証、健康保険証など)
申告場所(大阪府内)			
軽自動車 (三輪・四輪)	【軽自動車検査協会】 大阪主事務所高槻支所 (大阪ナンバー) 〒569-0034 高槻市大塚町四丁目20番1号 TEL050-3816-1841(コ-ルセタ)	大阪主事務所 (大阪ナンバー) 〒569-0031 大阪市住之江区南港東三丁目4番6号2号 TEL050-3816-1840(コ-ルセタ)	大阪主事務所和泉支所 (和泉ナンバー) 〒594-0031 和泉市上代町宮内1丁目13番3号 TEL050-3816-1842(コ-ルセタ)
	【近畿運輸局】 大阪運輸支局 (大阪ナンバー) 〒572-0846 東淀川市高宮町12番1号 TEL050-5540-2058	なにも自動車検査登録事務所 (なにわナンバー) 〒559-0031 大阪市住之江区南港東三丁目1番14号 TEL050-5540-2059	和泉自動車検査登録事務所 (和泉ナンバー) 〒594-0011 和泉市上代町宮内 TEL050-5540-2060

廃車・名義変更・住所変更などの手続きについて、上記の事項に該当する申告場所へお問い合わせください。  
車の使用の本拠を大阪府以外の地域へ転出または移動された方は、転出または移動先の市町村の軽自動車税担当まで、申告する関係先をご確認ください。

- ★継続検査(車検)の必要な車種が先納税になっている場合は、納税通知書に納税証明書(継続検査用)を表示しておりますが、再発行を希望される方は、車検簿(コピー可)を持って市役所市民税課で納税証明書を請求してください。
- ★茨木市で原動機付自転車等をスクラップ廃車される方は、大型ゴミには出せません。産業二輪車取扱店に依頼してください。詳しくは二輪車リサイクルコールセンター(TEL050-3000-0727)にお問い合わせください。

税率については裏面をご覧ください。

【表紙裏面】

軽自動車税の税率

軽自動車税は、毎年4月1日時点で車両を所有(登録)されている方に年額が課税されます。

原動機付自転車・125cc超のバイク・小型特殊自動車等

平成31年度の税率は次のとおりです。

車種	税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪 125cc超250cc以下	3,600円	
小型二輪 250cc超	6,000円	

軽自動車(四輪以上及び三輪のもの)

四輪以上及び三輪の軽自動車については、「自動車検査証」の初年度検査年月(◆右記参照)等によって、税額が異なります。お持ちの「自動車検査証」をご確認ください。

毎年4月1日現在で初年度検査年月から13年を経過した場合、翌年度(平成31年度は、初年度検査が平成18年3月以前の車両)から税率が高くなる重課税率が適用となります。(ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は対象外。)

車種	初年度検査年月が平成27年3月以前の車両	初年度検査年月が平成27年4月以降の車両	重課税率
三輪(660cc以下)	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上(660cc以下)	乗用 家用	7,200円	10,800円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円
	貨物 家用	4,000円	5,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円

グリーン化特例(軽課)

初年度検査年月が平成30年4月から平成31年3月の車両で平成30年度中に登録された車両のうち、次に該当する車両については、平成31年度の税率が軽減されます。

	軽乗用車	軽貨物車
75%軽減	電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス10%低減)	
50%軽減	H32年度燃費基準+30%達成車	H27年度燃費基準+35%達成車
25%軽減	H32年度燃費基準+10%達成車	H27年度燃費基準+15%達成車

※50%、25%軽減は、ガソリン車・ハイブリッド車で  
いずれも 平成30年排出ガス基準50%低減達成車 又は  
平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

車種	H31年度 軽課税率			
	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪(660cc以下)	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上(660cc以下)	乗用 家用	2,700円	5,400円	8,100円
	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物 家用	1,300円	2,500円	3,800円
	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円

初年度検査年月とは…

初年度検査年月は、お持ちの「自動車検査証」をご確認ください。

(初年度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年みの記載で検査月が記載されていませんので、その年の12月を検査年月とします。)

自動車検査証

軽自動車検査協会

軽自動車検査年月又は車両番号 交付年月日 初年度検査日 自動車の種類 乗用 貨物 軽乗用車 軽貨物車 乗務員の姓 乗務員の姓

車台番号 車台番号(12桁) 車検年度 車検年度 車検年度 長さ 幅 高さ

車名 型式 車種 車種 検査日 形式別番号等

こちらの「初年度検査年月」を確認してください。